

令和6年3月1日

お客さま各位

株式会社香川銀行

## 「当座勘定規定」の改正について

令和6年4月1日（月）より、払戻請求書による当座預金払戻の取扱開始に伴い、当座勘定規定を改正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

本規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

### 記

#### 1. 改正内容

- (1) 第8条：当座預金の払戻方法に払戻請求書による払戻を追加
- (2) 第18条：印鑑照合を行う書類等に払戻請求書を追加

#### 2. 改正日

令和6年4月1日（月）

#### 3. 新旧対比表

改正前（令和6年3月31日まで）	改正後（令和6年4月1日から）
第1条～第7条 省略	第1条～第7条 変更なし
第8条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 ④ <u>新設</u>	第8条（手形、小切手の支払等） ① 変更なし ② 変更なし ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または <u>当行所定の払戻請求書</u> を使用してください。 ④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、 <u>当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際し、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求め</u>

<p>第9条～第17条 省略</p> <p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第19条～第32条 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">令和5年3月20日 株式会社香川銀行</p>	<p style="text-align: center;"><u>られた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u></p> <p>第9条～第17条 変更なし</p> <p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 変更なし</p> <p>③ 変更なし</p> <p>第19条～第32条 変更なし</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日 株式会社香川銀行</p>
---	--

> [改正後の「当座勘定規定」](#)

以上